2 第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、随意契約により売却することができる。 (工作物等を返還する場合の手続)

知事は、保管した工作物等(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。) を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証 するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が返還を受けるべき工作物等の 所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還 するものとする。

則 附

この条例は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 109 号) 附則第 1条の政令で定める日から施行する。

熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16 年 10 月 1 日

子 熊本県知事

## 熊本県条例第60号

熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例

熊本県屋外広告物条例 (昭和39年熊本県条例第66号) の一部を次のように改正する。 第1条中「行ない」を「行い」に、「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風 致」に、「及び」を「又は」に改める。

第2条を次のように改める。 (広告物のあり方)

広告物又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)は、良好な景観 第 2 条 を形成し、若しくは風致を維持するものであるとともに、公衆に対し危害を及ぼすおそ れのないものでなければならない。

第3条各号列記以外の部分中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第 1号中「美観地区」を「景観地区」に改め、同条第7号中「第10条第1項」を「第5条第 1項」に改め、同条第8号中「第20条第1項」を「第14条第1項」に改める。

第4条第1項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第 5 条第 1 項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第 2 項中「広告 物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「砥用町」を「美里町」に改める。

第6条第1項、第2項、第3項各号列記以外の部分及び第4項中「広告物を掲出する物 件」を「掲出物件」に改める。

第7条第1項中「広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置」を「広告物を表示し、又は掲出物件を設置」に、「表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件」を「表示されている広告物又は設置されている掲出物件」に改める。

第8条中「広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置」を「広告物を表示し、 又は掲出物件を設置」に改める。

第9条中「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に改める。

第10条第1項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第2項中「美観 風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に、「附する」を「付する」に改める。

第 11 条及び第 12 条第 1 項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第13条第1項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第2項中「広告 物を掲出する物件を設置」を「掲出物件を設置」に、「広告物を掲出する物件を管理」を 「当該掲出物件を管理」に、「広告物を掲出する物件については」を「掲出物件については」に改め、同条第3項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第 14 条第 1 項中「広告物を掲出する物件を設置」を「掲出物件を設置」に、「広告物を 掲出する物件の設置」を「掲出物件の設置」に、「広告物を掲出する物件を除却」を「当該掲出物件を除却」に、「広告物を掲出する物件について」を「掲出物件について」に改め、 同条第2項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第15条第1項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「美観風致」を「良好な 景観を形成し、若しくは風致」に改め、同条第2項中「広告物を掲出する物件」を「掲出 物件」に、「確認」を「確知」に、「行なわせる」を「行わせる」に、「申し出が」を「申 出が」に改める。

第 17 条第 1 項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第 2 項中「措置 を命じようと」を「除却を命じようと」に、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、 「その措置を命じた」を「これらの除却をその命じた」に、「行なわせる」を「行わせる」 に改める。

第 18 条第 1 項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第 19 条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「又は、この」を「又はこの」 に改める。

第 20 条第 1 項中「広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置」を「広告物を表示し、又は掲出物件を設置」に改め、同条第 2 項から第 4 項までの規定中「広告物若しくは広告物を掲出する物件を表示し、若しくは設置」を「広告物を表示し、若しくは掲出 表示し、 物件を設置」に改める。

第 20 条の 3 第 1 項中「屋外広告物法第 9 条第 1 項に規定する講習会」を「広告物の表示 及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会」に改める。 第20条の4中「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に改める。

第24条第1号中「広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置」を「広告物を表示し、又は掲出物件を設置」に改め、同条第2号及び第3号中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

附 則

この条例は、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 16 年法律第 111 号。以下「法」という。)の施行の日から施行する。ただし、第 3 条第 1 号の改正規定は法附則ただし書に規定する日から、第 5 条第 2 項の改正規定中「砥用町」を「美里町」に改める部分は平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16 年 10 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県条例第61号

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

熊本県港湾管理条例(昭和 41 年熊本県条例第 42 号)の一部を次のように改正する。 第 10 条の次に次の 1 条を加える。

(制限区域の設定)

- 第10条の2 知事は、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成 16年法律第31号)第2条第2項に規定する国際港湾施設の保安の確保のため、同法第 29条第1項又は第37条の制限区域を設定するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により制限区域を設定するときは、その旨及びその区域を告示するものとする。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。
- 3 何人も、第1項の規定により知事が設定した制限区域内に正当な理由なく立ち入り、 又は車両若しくは船舶を進入させてはならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16 年 10 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県条例第62号

熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例

熊本県育英資金貸与基金条例(昭和 47 年熊本県条例第 27 号)の一部を次のように改正 する。

第7条の2第1項第2号中「あること」の次に「又は学力が優れていること」を加え、「すぐれて」を「優れて」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16 年 10 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県条例第63号

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例 熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和 29 年熊本県条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

別表熊本県山鹿警察署の項中「山鹿市泉町」を「山鹿市」に、 鹿北町 鹿本町 植木

町 菊鹿町 鹿央町 を「鹿本郡植木町」に改め、同表熊本県一の宮警察署の項を次のよう

に改める。

ب	3, 49 0 8							
	熊本県阿蘇警察署	阿蘇市	阿蘇市全域					
			阿蘇郡のうち					
			産山村					

別表熊本県高森警察署の項中「白水村 長陽村 久木野村 蘇陽町」を「南阿蘇村 蘇陽町」に改め、同表熊本県松橋警察署の項を次のように改める。

熊本県宇城警察署	宇城市	宇土市全域
		字城市全域
		下益城郡全域

別表熊本県芦北警察署の項中「葦北郡芦北町大字芦北」を「葦北郡芦北町」に改め、「田 「上天草市全域 浦町」を削り、同表熊本県上天草警察署の項中 宇土郡のうち を「上天草市全域」に改め 三角町 」

別表備考を削る。

附則

- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 (1) 別表熊本県山鹿警察署の項の改正規定 山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡 鹿本町及び同郡鹿央町を廃し、その区域をもって山鹿市を設置する処分が効力を生 ずる日
- (2) 別表熊本県一の宮警察署の項の改正規定 阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町及び同郡 波野村を廃し、その区域をもって阿蘇市を設置する処分が効力を生ずる日
- (3) 別表熊本県高森警察署の項の改正規定 阿蘇郡白水村、同郡久木野村及び同郡長 陽村を廃し、その区域をもって阿蘇郡南阿蘇村を設置する処分が効力を生ずる日
- (4) 別表熊本県松橋警察署の項の改正規定 宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡 松橋町、同郡小川町及び同郡豊野町を廃し、その区域をもって宇城市を設置する処 分が効力を生ずる日
- (5) 別表熊本県芦北警察署の項の改正規定 葦北郡田浦町及び同郡芦北町を廃し、その区域をもって葦北郡芦北町を設置する処分が効力を生ずる日
- (6) 別表熊本県上天草警察署の項の改正規定 宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町及び同郡豊野町を廃し、その区域をもって宇城市を設置する処分が効力を生ずる日
- (7) 別表備考を削る改正規定 公布の日